

SUBARU サプライヤー CSRガイドライン



目 次

I. はじめに	1頁
II. SUBARUグループの CSR	2~6頁
1. 企業理念	
2. 企業行動規範	
3. CSR 方針	
4. CSR 活動8項目	
5. CSR 推進体制	
6. ステークホルダーの皆さまとのかかわり	
7. 調達基本方針	
III. サプライヤーCSR ガイドラインの分野・項目	7~10頁
1. 安全・品質	
2. 人権・労働	
3. 環境	
4. コンプライアンス	
5. 情報開示	
IV. 自主点検チェックシート	11頁

I. はじめに

地球温暖化・グローバル化・高度情報化などの環境変化を背景に、「企業の社会的責任」(CSR)に対する世論の関心が年々高まりつつあります。

弊社では、法令・人権・社会規範を守り全てのステークホルダーを尊重する責任と、事業活動を通じて持続的な社会の発展に貢献する使命があるという考え方の元、2005年に策定した CSR 方針を2009年に改訂しました。

2014年度から2020年度までの中期経営計画においては、SUBARUブランドにおける「安全の追及」と「環境への対応」を弊社の CSR 経営における最重要テーマとして位置づけ、それを支える強い事業構造創りとして「人材育成、組織・風土づくり」に力を注ぐと共に、世界で事業を展開する「企業市民」としての責任を果たすことによって、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様から共感され、社会から信頼される企業となることを目指します。

こうした中で、CSR の実践に当たっては、サプライチェーン全体を通しての対応が求められるため、弊社の調達分野における CSR 項目をまとめた「SUBARUサプライヤーCSR ガイドライン」を2012年に初版発行させていただきました。

それぞれの項目は目新しい内容ではなく、弊社とお取引先様との長年にわたる信頼関係の中で日常的に実践いただいている内容かとは存じますが、あらためて文書化することによって、弊社の CSR の考え方をより深く共有いただきたいと思います。

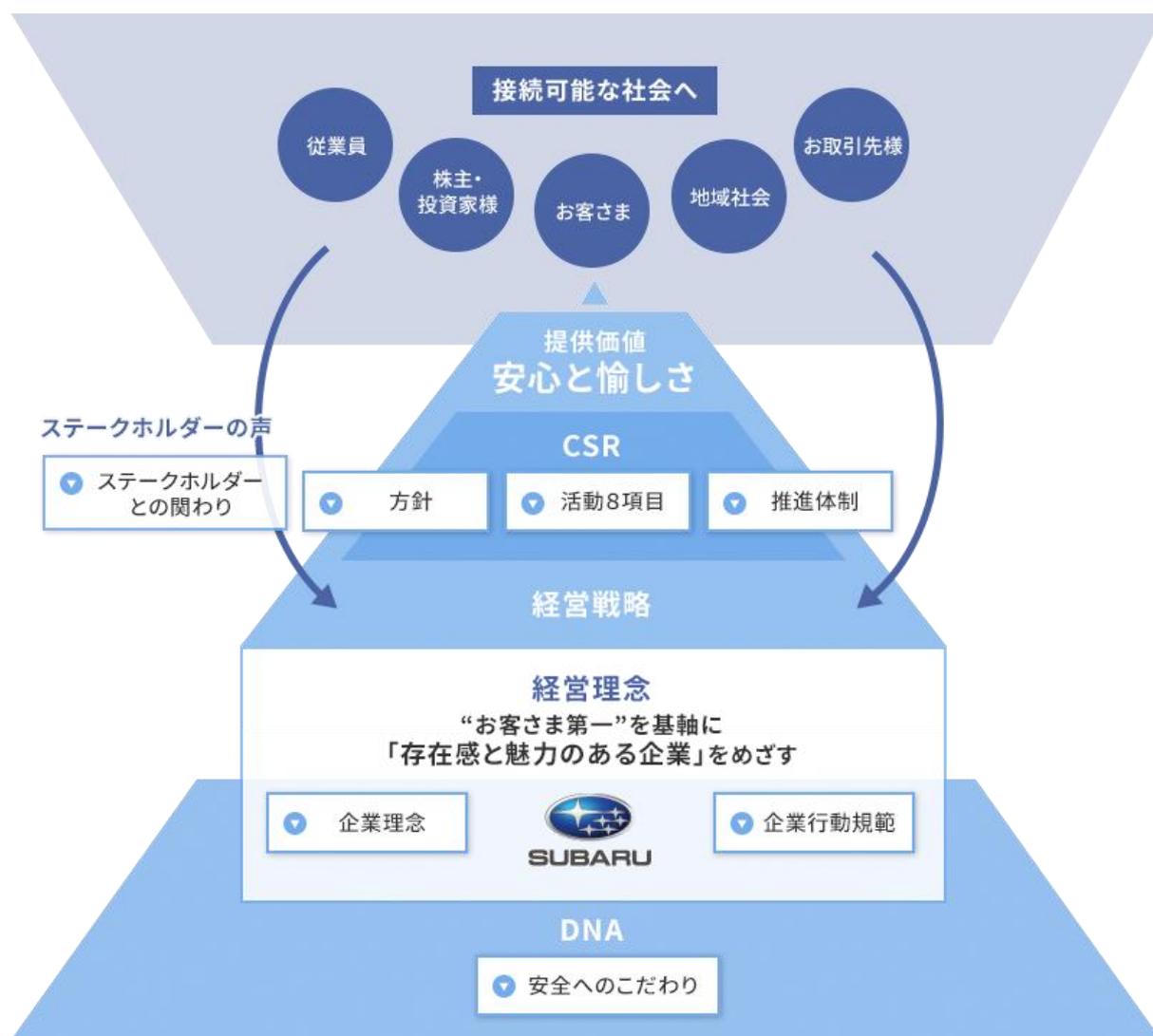
お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインをご活用いただき、御社の CSR の実践にお役立ていただくと同時に、皆様のお取引先様にも展開・推進いただき、CSR を通じて共に発展できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

株式会社SUBARU
調達委員会

II. SUBARUグループのCSR

弊社は「存在感と魅力ある企業」を目指すという経営理念のもと、経営戦略に基づいたCSR活動を実践し、株主の皆様やお客様をはじめとしたステークホルダーの皆様、「安心と楽しさ」という価値を提供しています。

また、ステークホルダーの皆様からの声を経営戦略に反映することで、持続可能な社会の実現をめざしています。



1. 企業理念

- (1) 私たちは常に先進の技術の創造に努め、お客様に喜ばれる高品質で個性のある商品を提供します。
- (2) 私たちは常に人・社会・環境の調和を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。
- (3) 私たちは常に未来をみつめ国際的な視野に立ち、進取の気性に富んだ活力ある企業を目指します。

2. 企業行動規範

弊社は企業理念に基づいた事業活動の実践に向けて、コンプライアンスを順守し社会的責任を果たしながら行動していくための企業行動規範を定めています。従業員一人ひとりがお互いを尊重しながら、この企業行動規範を尊び同じ価値観で行動することを通じて、豊かな社会づくりに貢献し、すべてのステークホルダーに信頼される企業となるべく努力を続けてまいります。

- (1) 私たちは、環境と安全に十分配慮して行動するとともに、創造的な商品とサービスを開発、提供します。
- (2) 私たちは、一人ひとりの人権と個性を尊重します。
- (3) 私たちは、社会との調和をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。
- (4) 私たちは、社会的規範を順守し、公明かつ公正に行動します。
- (5) 私たちは、国際的な視野に立ち、国際社会との調和をはかるよう努めます。

3. CSR 方針

お客さまに喜んでいただけるモノづくり企業として、企業組織レベルの取り組み要件である「企業行動規範や重要項目の尊重を主体とした守りの CSR」と「企業市民として事業活動を通じて社会課題の解決に寄与することを主体とした攻めの CSR」をより明確にするため、CSRにかかわる委員会の承認を経て CSR 方針を制定しています。

弊社の CSR 活動は、さまざまなステークホルダーとのかかわりに重点を置くとともに、グローバルな事業活動を通じて社会の持続的発展に貢献することであり、SUBARUグループの使命と考えています。

- (1) 私たちは、企業行動規範に基づき、法令、人権、国際行動規範、ステークホルダーの権利およびモラルを尊重します。
- (2) 私たちは、企業市民として、現代社会が抱える世の中の社会問題の改善に向けて取り組みます。

4. CSR 活動8項目

弊社は従業員一人ひとりが業務を通じて組織的に推進することができるように CSR 活動 8 項目を掲げています。また、社会からの要請に確実に対応できるように、各項目ごとに詳細な活動を定義し、CSR 活動の具現化を図っています。

 お客さま・商品 社会的に有用で安全な商品・サービスを提供し、お客さまの満足と信頼を得る。	 コンプライアンス 法律やモラルを守り、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、個人情報・お客さま情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。	 コーポレートガバナンス 経営トップは社内およびグループ企業に対しCSRの徹底を図るとともに、緊急事態が発生した場合は、自らが問題解決にあたる。
 環境 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に活動する。		 社会貢献 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
 情報公開 株主様をはじめ広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。	 調達 適正な調達を行うとともに、お取引先様におけるCSRの推進を促す。	 従業員 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。

5. CSR 推進体制

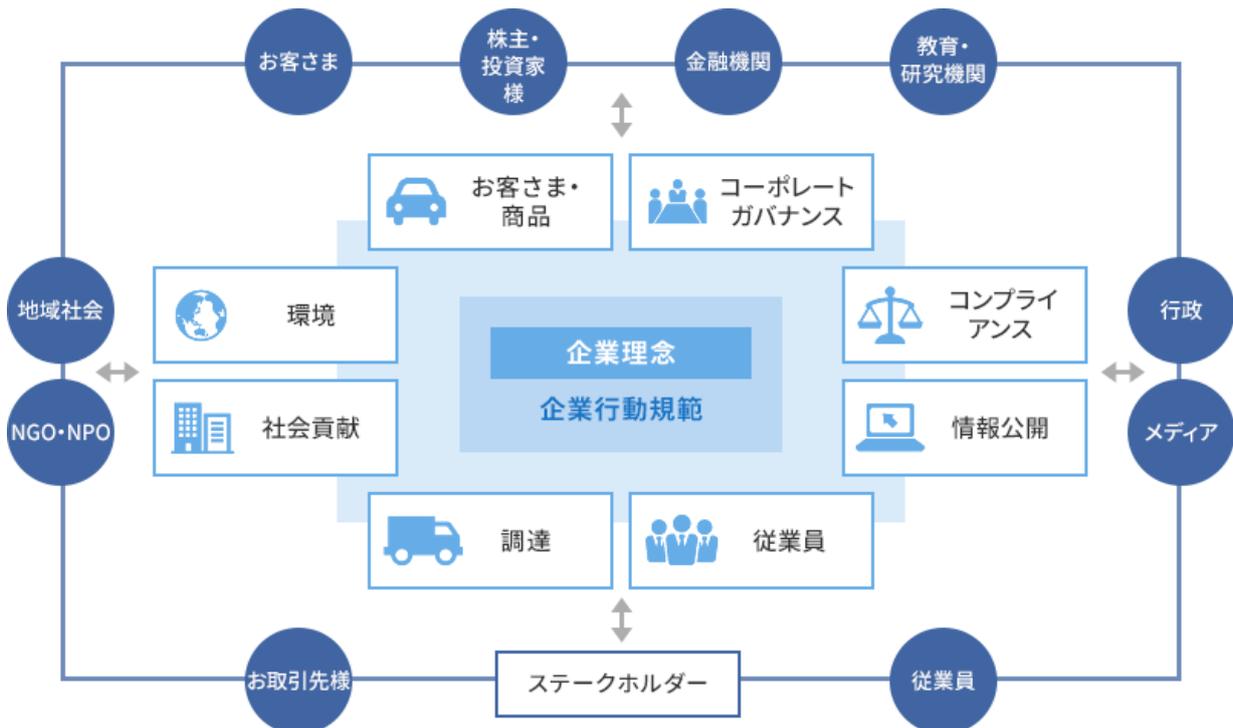
弊社はこれまで CSR・環境委員会を設置して CSR 活動を推進してきましたが、2010 年度より、当社の CSR 活動 8 項目をより明確にして組織的に推進するため、経営トップを委員長とする CSR 委員会を設置しました。

CSR 委員会は、CSR 活動 8 項目にかかわる専門の委員会および部門で構成され、全社的な管理のもと、それぞれの部署が主体となり活動に取り組んでいます。また、CSR 委員会には北米 CSR 委員会を加えて、グループ企業によるグローバルな CSR 活動を推進しています。



6. ステークホルダーの皆様とのかかわり

2011 年度に発表した中期経営計画における CSR の目標である「社会的課題の解決に寄与する商品・サービスを提供する企業」、「さまざまなステークホルダーとのかかわりを大切にする企業」は、長期ビジョンである「存在感と魅力ある企業」を実現するための必要不可欠な基本事項です。今後ともステークホルダーの皆さまから信頼される企業を目指して、継続的に社会発展へ貢献するとともに、企業価値の向上を図っていきます。



7. 調達基本方針

弊社は企業理念の実現のため、高品質で環境にやさしくコストパフォーマンスに優れた部品や原材料、設備の調達を目指しています。そのためには、お取引先様と弊社が対等な立場で相互に信頼し、切磋琢磨し、共存共栄できる関係をつくることが重要だと考えています。

(1) コンプライアンス&グリーン調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、法令・社会規範の順守と環境保全に配慮した取引に努めます。

(2) ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

(3) フェアでオープンな調達先の選定

お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境(QCDDME)の6つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

Ⅲ. サプライヤーCSRガイドラインの分野・項目

本ガイドラインは、日本自動車工業会が策定した「サプライヤーCSRガイドライン」をベースに、弊社のCSR方針を織り込んでまとめたものです。

お取引先の皆様が本ガイドラインをご活用いただき、皆様のお取引先様を含めてCSRを展開・推進いただくことを期待いたします。

1. 安全・品質

○消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客ニーズを把握して、社会的に有用な製品※を開発・提供する。

※ 社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

○製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

○製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

○製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2. 人権・労働

○差別撤廃

あらゆる雇用の場面[※]において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※ あらゆる雇用の場面＝応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

○人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

○児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

○強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

○社会問題の原因となる原材料の不使用

紛争鉱物[※]等、人権侵害などの社会問題に関わる原材料の不使用を目指し、状況把握と適切対応に努める。

※ 紛争鉱物＝コンゴ民主共和国及びその周辺諸国において、同地域の武装勢力の活動資金元として産出される鉱物

○賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を順守する。

○労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を順守する。

○従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

○安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

○人材育成

自ら問題を発見し解決に向けて行動できる人材を育成する。

3. 環境

○環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を順守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

○温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

○大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を順守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

○省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を順守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

○化学物質管理

環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

○生態系の保護

事業活動における環境負荷の削減を目指すことにより、生態系の保護に努める。

※上記の環境項目について弊社がお取引先の皆様に具体的にお願いたい事項を、別冊のグリーン調達ガイドラインにまとめてありますので、こちらをご参照ください。

4. コンプライアンス

○法令の順守

各国・地域の法令を順守する。

コンプライアンス徹底の為に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

○競争法の順守

各国・地域の競争法を順守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

○腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

○機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

○輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き・管理を行う。

○知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

5. 情報開示

○ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

IV. 自主点検チェックシート

CSRの取り組みについて、お取引先の皆様が自己診断、自主改善できるように、自主点検チェックシートを用意しました。

それぞれのCSR分野・項目毎に「設問」および「回答」を設定される際に、以下の基本形をご活用いただければ幸いです。

《チェックシート》

	設問	回答(選択方式)
法規制	順守すべき法令・規則・規定を把握していますか？	① 常に最新情報を把握している。 ② 重要なものはほぼ把握している。 ③ 必要な都度把握する。
体制	責任部署又は責任者を決定していますか？	① 規定等で明確に決定している。 ② 規定等はないが決定している。 ③ 必要な都度決定する。
未然防止	社内徹底のための方針・体制、ルール・手順がありますか？	① 明文化された方針・体制、ルール・手順に関する規定がある。 ② 明文化された規定はないが、事実上決まっている。 ③ 必要な都度決定する。
啓発	社員向けに啓発活動を実施していますか？	① 定期的に実施している。 ② 不定期、又は一部の従業員に実施している。 ③ 必要な都度実施する。
実態	社内調査により実態を把握していますか？	① 定期的な調査を行い、常に実態を把握している。 ② 不定期だが、調査を行い実態把握に努めている。 ③ 必要な都度把握する。



初版発行 2012 年 3 月
改訂発行 2017 年 4 月

株式会社SUBARU
調達委員会

SUBARU of INDIANA AUTOMOTIVE INC. (SIA)